

国民健康保険特別会計について (今後の課題について)

令和5年6月15日

市民課医療保健係 松本浩一

課題

今後想定される県内での保険料（税）の統一に向けて、

- ◎ 資産割のあり方について
- ◎ 今後想定される赤字転落と累積赤字の解消について

◎資産割とは

昔の国保加入者は、自営業や農林水産業者が多く、その方々が持つ固定資産も事業用のものが多かったために、所得割と同じく、負担能力があるとみなし、固定資産税の金額の一部が、国保税として賦課されていました。

しかし近年、固定資産は事業用ではなく、居住用として所有している方が多くなり、所有しているからといって、負担能力があるとは限らないようになっていきます。

◎資産割の問題点について

- ・ 今後福岡県で保険料率を統一する場合は、資産割はなく、現在採用しているのは、県内5自治体のみとなっています。
- ・ 今後導入予定のシステムでは、資産割が対応できず、新たなシステムを導入することとなり、その経費が必要となります。
- ・ 資産があれば所得がなくても賦課されるため、持ち家がある低所得者層の負担が大きくなっています。
- ・ 後期医療制度などでは資産割がなく、国保だけがある制度となっています。

◎資産割を廃止した際の影響

資産割で賦課されていた分の税額を、所得割・平等割・均等割に振り分ける必要があるため、資産割がかかっていない被保険者については、負担が増加することとなります。

(R4年度資産割額 約7,200万円)

◎今後想定される赤字転落と累積赤字の解消について

今後想定される県での保険料率統一の時に、累積赤字があった場合、その解消が求められます。

急激な解消は、被保険者にかなりの負担を強いることとなります。そこで、

これ以上赤字を
増やさない

計画的な累積
赤字解消

◎赤字を増やさないために

国保会計の収支は「国民健康保険税の収入」と「県への納付金」により左右されます。

納付金に対応するために

県から示されている『市町村標準料率』を活用した税率の設定

$$\text{国保税の金額} \div \text{納付金の金額}$$

市町村標準保険料率（3方式）令和5年度

	医療分	支援金分	介護分	計
所得割率（%）	7.28（▲1.22）	2.73（▲0.77）	2.36（0.86）	12.37（▲1.13）
資産割率（%）	資産割なし			
均等割額（円）	26,853（6,853）	9,798（3,298）	10,785（285）	47,436（10,436）
平等割額（円）	27,466（4,466）	10,021（3,521）	8,408（8,408）	45,895（16,395）

※（ ）嘉麻市現行との比較

◎市町村標準保険料率の特徴

- 資産割の廃止（3方式）に対応した税率の設定
- 納付金に対応した税率の設定
納付金の推移については、国の動向等で大きく左右されるため、予測が困難であり、一番高い税率である5年度で設定しています。
- 納付金には対応できますが、赤字解消には繋がりません。
- 均等割、平等割を上げ、所得割が下がるので、低所得者層の負担が大きくなります。

10年赤字解消案

(所得割は嘉麻市現行、平等割・均等割を調整)

税額見込

		嘉麻市現行	新税率	増額	新税額見込 (円)	旧順位	順位
所得割	医療分	8.50%	8.50%	0	254,609,825	17	
	支援分	3.50%	3.50%	0	104,838,627	2	
	介護分	1.50%	1.50%	0	17,285,219	57	
均等割	医療分	20,000円	28,300円	+8,300円	247,313,700	53	5
	支援分	6,500円	10,600円	+4,100円	92,633,400	52	2
	介護分	10,500円	11,300円	+800円	29,515,600	19	16
平等割	医療分	23,000円	29,600円	+6,600円	164,553,800	46	6
	支援分	6,500円	11,100円	+4,600円	61,707,675	47	1
	介護分	0円	8,700円	+8,700円	19,627,200	60	3
合計					992,085,046		

イメージ

世帯	収入内訳（世帯）	加入者	軽減	現年税額	順位	新年税額	順位	差額
1人	所得 0円 資産 0円	45歳主	7割	19,900円	54	29,800円	1	+ 9,900円
1人	所得 0円 資産 0円	70歳主	7割	16,800円	52	23,800円	2	+7,000円
1人	所得44万円 資産 0円	45歳主	5割	34,500円	54	51,100円	1	+16,600円
1人	所得44万円 資産 0円	70歳主	5割	29,100円	52	41,000円	1	+11,900円
1人	所得73万円 資産 0円	45歳主	2割	93,700円	54	120,100円	2	+26,400円
1人	所得73万円 資産 0円	70歳主	2割	80,800円	43	99,600円	1	+18,800円
1人	所得 0円 資産5万円	70歳主	7割	41,800円	1	23,800円	8	- 18,000円

イメージ

世帯	収入内訳（世帯）	加入者	軽減	現年税額	順位	新年税額	順位	差額
2人	所得 0円 資産 0円	45歳主 15歳子	7割	27,800円	56	41,400円	1	+13,600円
2人	所得 0円 資産5万円	70歳主 45歳子	7割	52,800円	2	41,400円	4	-11,400円
3人	所得210万円 資産 0円	45歳主 15歳子 10歳子	なし	344,800円	47	402,700円	4	+57,900円
4人	所得400万円 資産 0円	45歳主 40歳妻 15歳子 10歳子	なし	638,400円	37	709,500円	9	+71,100円
4人	所得260万円 資産 0円	45歳主 17歳子 15歳子 10歳子	なし	438,800円	44	509,100円	4	+70,300円

◎税制改正の影響

- 均等割、平等割が上がるため、所得が多い人と軽減措置の対象ではないギリギリの所得の人の増額が同じとなります。
- 軽減（所得が基準未滿）を受けている世帯の増額は所得に占める増額の割合が大きいため、負担は大きくなります。
- 家族が多い人世帯ほど負担が大きくなります。

◎課題と対策

(課題)

毎年、納付金や被保険者数を変更することが想定され、計画どおり赤字解消しない可能性があります。

(対策)

毎年、納付金の金額や被保険者数の分析を行い、4年ごとに見直しを行います。また、大幅な増額等緊急な見直しにも対応できるようにします。

今後10年の赤字累積額のイメージ

